

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01112

研究課題名（和文）介入主義を応用した法的因果関係の構造の解明

研究課題名（英文）Research on the Structure of Legal Causation by Applying Interventionist Accounts

研究代表者

山本 展彰（YAMAMOTO, Nobuaki）

大阪大学・社会技術共創研究センター・特任助教（常勤）

研究者番号：40883210

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、介入主義を応用して法的因果関係の構造を解明することを試みた。その結果として、現在の哲学における因果関係論の通説的見解である介入主義、特に単称因果関係の理論として有力なJ. Halpernの理論が導入する通常性概念を法適合性概念に修正した理論的基盤を構築し、従来の法的因果関係論では法的因果関係の有無を判断することが困難とされてきた事例においてその構造を提示できることが明らかとなった。また、本研究の過程で、介入主義を応用した法的因果関係論の実践的意義を示すためには、法的因果関係と法的責任との理論的関係性を示す必要があることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果がもつ学術的意義は、第一に決定論的事例と非決定論的事例の双方において機能する法的因果関係論の理論的基盤を構築できたこと、第二に現在の哲学における因果関係論の通説的見解である介入主義についてこれまで十分に検討されることがなかった法との接続可能性を開拓したことである。

また、社会的意義は、従来の法的因果関係論では判断が困難であった非決定論的事例において機能する法的因果関係論の理論的基盤の構築により、公害や先端科学技術に関する訴訟における法的因果関係の有無をより精緻に判断できる可能性を示したことである。

研究成果の概要（英文）： This research attempts to clarify the structure of legal causation by applying Interventionist Accounts. As a result, it was found that Interventionist Accounts, which is the prevailing view of causal theory in current philosophy, especially the concept of normality introduced by J. Halpern's theory, an influential theory of singular causation, was modified to the concept of law-abiding to establish a theoretical foundation, and that it was possible to present its structure in cases where it has been challenging to determine whether legal causation exists in the conventional theory of legal causation. During this research, it also became clear that it is necessary to clarify the theoretical relationship between legal causation and legal responsibility to demonstrate the practical significance of the legal causation theory with the application of Interventionist Accounts.

研究分野：法理学・法哲学

キーワード：法的因果関係 事実的因果関係 因果関係 介入主義 反事実条件文 条件関係

1. 研究開始当初の背景

「法的因果関係とは何か」という問いは、刑法学、民法学において、法的責任帰属の客観的根拠の一つとして古くから議論の対象となってきた。近年では、自然科学的知見を扱う環境や医療をめぐる訴訟が注目される中で法的因果関係と自然科学的因果関係との関係性が問題となっている。

かつてわが国の刑法学で通説的見解であった、そして民法学では現在も通説的見解である相当因果関係説は、反事実条件文(条件関係、*conditio sine qua non*)によって判断される事実的因果関係を前提に、相当性によって帰責範囲を限定することで、法的責任の帰属範囲を理論的に解明しようとしてきた。その後刑法学では、いわゆる「相当因果関係説の危機」以降、ドイツ法における客観的帰属論の影響を受けつつ議論が進展し、因果関係は構成要件該当性を判断する際の要素として認識されるようになった。とはいえ、現在の刑法学においても、事実的な因果関係の有無は基本的に反事実条件文によって判断する見解が主流である。相当因果関係説が通説である民法学においても、相当性を判断する以前の事実的な因果関係は反事実条件文を用いてその有無を判断する点で同様である。しかし、反事実条件文は、結果に影響を与えうる出来事が複数存在・競合すると思われる事例において妥当な結論を導かない点がかつてより指摘され、様々な修正理論が提示されてきた。他方で、自然科学においては、原因を結果が生じる確率を上昇させるものとして捉える因果関係の理解が一般的であり、すでに公害訴訟等で用いられたことがある疫学的因果関係もその一つであると見ることができる。以上のような法的因果関係と自然科学的因果関係の相違によって、医療過誤訴訟など自然科学的知見が問題となる訴訟においては、しばしば自然科学によって伝統的な法的因果関係論の曖昧さが批判される(津田=山本 2014)。しかし、このような批判を踏まえて、法学から法的因果関係の構造が明確に示されているとは言えない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、哲学の因果関係論における介入主義を応用して法的因果関係の構造を明らかにすることである。本研究が介入主義に注目する理由としては、哲学における因果関係をめぐる議論の展開がある。

哲学においては、D. Hume 以来、「因果関係とは何か」という問いが活発に議論されてきた。例えば、D. Lewis は可能世界論に立脚し原因と結果の結びつきは反事実的条件法によって分析できるとし、H. Reichenbach や N. Cartwright は結果の生起確率を上昇させるものが原因であるとす。これらの他にも様々な立場があるが、近年注目されているのは、「介入」概念を用い、因果モデルの構築によって因果関係の一般的な構造を解明しようとする介入主義である。介入主義は今日の哲学における通説的因果関係論であるものの、法学の議論においてはこれまでほとんど参照されることがなかった。しかし、介入主義は、一般因果(一定量の毒を服用すれば人は死ぬというような一般的な因果関係の法則)だけではなく単称因果(A が B に毒を盛ったことにより B が死亡したというような個別具体的な出来事間の因果関係)にも適用可能なものである点で、包括的な因果関係論として有力な見解である。また、介入主義に立脚する一部の論者は、ベイジアンネットワークに基づいて因果モデルを構築し、原因を結果が生じる確率を上昇させるものとして捉える。このような確率を用いた因果関係の理解は、自然科学における因果関係理解とその基盤を共有している。

以上を踏まえ、本研究では、介入主義の理論を精査した上で、これを法的因果関係の分析に応用することによって法的因果関係の構造を解明することを試みた。

3. 研究の方法

本研究は、以下の方法により遂行した。

法的因果関係に関する民法学・刑法学の文献の渉猟。

哲学における因果関係論である反事実条件説、確率上昇説、介入主義に関する文献の渉猟。

・ の成果に基づく学会・研究会における報告を踏まえた公表論文(山本 2022a; 2022b; 2023)の執筆。

具体的な裁判例を素材とした、介入主義を応用した法的因果関係論の可能性と課題の整理。

4. 研究成果

本研究の成果は、大きく次の三点にまとめられる。

反事実条件文に基づく法的因果関係論の批判的検討

本研究を遂行にあたり介入主義に関連した基礎文献の精査を行う中で、哲学的因果関係論における反事実条件説を参照した法的因果関係の検討が必要であると判断した。そこで、反事実条件文に基づいて事実的因果関係を判断する従来の法的因果関係論を批判的に検討し、反事実条件文を用いた法的因果関係存否の判断は成立しないことを明らかにした。こ

の成果は、山本（2022a；2022b）において公表している。

具体的には、法的因果関係論において事実的因果関係存否の判断基準として用いられてきた反事実条件文について、哲学者 D. Lewis の因果関係論を精査し、従来の法的因果関係論の分析を行った。その結果、反事実条件文によって事実的因果関係を判断する法的因果関係論では、自然科学的知見が問題となるような非決定論的事例に対応できないこと、さらに正しく原因を判断できない事例があることにより、事実的因果関係の存否を反事実条件文によって判断することはできないと結論した。

介入主義を応用した法的因果関係論の理論的基盤の構築

本研究の目的である、介入主義を応用した法的因果関係の構造解明をなすべく、哲学的因果関係論における介入主義、とりわけ個別具体的な出来事間の因果関係である単称因果関係の理論として有力な J. Y. Halpern の理論を批判的に検討した。この成果は、山本（2023）において公表しているほか、国際会議での口頭報告を行うとともに、現在英語論文が査読中である。

具体的には、単称因果関係の存否を判断するために Halpern が導入する通常性概念は、因果関係のメカニズムが不明な事例において機能しないことが明らかになった。そこで、通常性概念に代わり法適合性概念を導入することで Halpern の理論を修正し、本研究の目標の一つである介入主義を応用した法的因果関係論の理論的基盤を構築した上で、従来の法的因果関係論において法的因果関係存否の判断が困難とされてきた事例で機能することを明らかにした。

また、山本（2023）で示した理論的基盤について、訴訟手続の観点からの有効性検証に向けた論点整理を行うとともに、事例を用いた有効性検証に向けた裁判例（東大ルンパール事件、新潟水俣病事件、イタイイタイ病事件、四日市ぜんそく事件等）を素材とした論点整理を行った。加えて、介入主義を応用した法的因果関係論の実践的意義を明らかにすべく、法的因果関係と連続的に捉えられることも多い法的責任との関係性について、先行研究の整理に向けた文献渉獵を行った。特に、Moore（2009）を集中的に検討し、英米法圏における議論の展開を踏まえた検討を行った。その結果、介入主義を応用した法的因果関係論の実践的意義を示すためには、法的因果関係と法的責任との理論的關係性を明らかにすることが必要であることが明らかとなった。

先端科学技術に関する法的因果関係をめぐる論点の整理

その他、本研究に基づく成果として、先端科学技術をめぐり法的因果関係論が提起する問題点を示した。具体的には、人工知能（AI）に関する法的因果関係の諸論点について国際シンポジウムでの口頭報告を行うとともに、サイバネティック・アバターに関する法的因果関係の諸論点について研究会での口頭報告を行った。これらを通じ、本研究が対象とする法的因果関係の現代的かつ実践的な論点を示すことができた。

【参考文献】

Moore, M. S., (2009) *Causation and Responsibility: An Essay in Law, Morals, and Metaphysics*, Oxford University Press.

津田敏秀 = 山本英二（2014）「疫学的因果関係」亀本洋（編）『法と科学の交錯 [岩波講座現代法の動態 6] 』岩波書店、93-135 頁。

山本展彰（2022a）「法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討（一）」阪大法学 71 巻 6 号 95-115 頁。

山本展彰（2022b）「法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討（二・完）」阪大法学 72 巻 1 号 97-123 頁。

山本展彰（2023）「介入主義を応用した法的因果関係論の構想」阪大法学 72 巻 6 号 136-98 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 山本 展彰	4. 巻 72
2. 論文標題 介入主義を応用した法的因果関係論の構想	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 136～98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/91001	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本 展彰	4. 巻 71
2. 論文標題 法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討（一）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 95～115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87407	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山本 展彰	4. 巻 72
2. 論文標題 法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討（二・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 97～123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/88269	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件／うち国際学会 2件）

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 介入主義を応用した法的因果関係論の構想
3. 学会等名 法理学研究会10月例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 介入主義を応用した法的因果関係論の構想
3. 学会等名 2022年度日本法哲学会学術大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 法的因果関係の法理学的検討：ハート＝オノレから介入主義へ
3. 学会等名 九州法理論研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 AI社会における「心理的因果関係」：AIの判断は人間の行為の原因となりうるか
3. 学会等名 理化学研究所革新知能統合研究センター国際シンポジウム：AI時代を生き抜く総合知としての身心の可能性（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 法的因果関係の考え方とサイバネティック・アバター
3. 学会等名 第5回CAS研究会「複数の『身体』と法的責任」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山本展彰
2. 発表標題 法的因果関係と法的責任の現在地点: Michael S. Moore, Causation and Responsibility: An Essay in Law, Morals, and Metaphysics, Oxford University Press, 2009を題材に
3. 学会等名 法的責任への多角的アプローチ研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Nobuaki YAMAMOTO
2. 発表標題 A Conception of Legal Causation Theory with Application of Interventionist Accounts
3. 学会等名 The 2nd IVR Japan International Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------